

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和四年度答申第五号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和五年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事

諮問日：令和3年4月15日

(令和3年度諮問第1号)

答申日：令和5年3月10日

(令和4年度答申第5号)

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成30年4月11日付けで審査請求人から提起のあった、A市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔社会援護課〕）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審理員による審理段階での審査請求人の主張の要旨

令和2年1月27日付け30審理第33号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

(2) 令和4年1月8日付け主張書面（以下「主張書面」という。）での審査請求人の主張の要旨

ア 修正申告

審査請求人はかねてから説明してきたとおり、令和3年12月27日、平成25年度～平成29年度分の修正申告を行っており、いずれの年も純利益は黒字である。

これにより、実質的にいずれの年も車輛維持費は業務上の必要経費で賄えていることが裏付けられ、審理員意見書23頁に示されていた処分庁が先に提出した課税調査票は正しい指摘ではないことが分かる。

申告年度（審査会注：申告年の誤り。以下同じ。）	所得金額（純利益）
平成25年度	〇円
平成26年度	〇円
平成27年度	〇円
平成28年度	〇円
平成29年度	〇円

（国税庁都合により収受印押印は平成28年度及び別日に提出した平成29年度の

み)

イ 処分庁の現在における説明

処分庁は審査請求においては通院移送費をタクシー代で支払うと言われていたが、平成 31 年 3 月 8 日の県庁における口頭意見陳述（審査会注：審理員が実施した口頭意見陳述を指す。）以降も平成 31 年 6 月 10 日、同年 9 月 26 日、令和 2 年 1 月 6 日、令和 3 年 12 月 17 日に審査請求人宅に家庭訪問を行いその際審査請求人から平成 31 年社会・援護局関係主管課長会議資料及び平成 26 年衆議院における生活保護の通院移送費に関する質疑応答書類を提示されたが、未だに通院移送費の計算方法や支払い方法を示すことなく現時点においても通院移送費は 1 円も支払われていない。こうした対応は、極めて不当である。

一方で、令和 3 年 12 月 17 日の家庭訪問においては、この件について「今後自動車保有を容認する場合は正式に文書で通達する」、「仕事の売り上げを伸ばすことで自立に向けて一緒に頑張りたい」と説明されてこられ、過去に言われていた「仕事を辞めて治療に専念するべきである」という説明は翻された。

ウ 公共交通機関などの変化

審査請求人宅（A市Bエリア）利用可能な公共交通機関はバスのみであるが、これまでも述べているように利用者減少が著しくCバスは経営不採算を理由に撤退し、現在はD運営のA市生活バスに変更となった。A市生活バスも再編が著しく縮小されていく一方である。

そして、現在においてもダイヤ改定ごとに便数は減少しており、昨年末本年始（〇月〇日～〇月〇日）においては初めての全便運休となり事実上自家用車もしくはオートバイのない生活は不可能となった。

上記のような審査請求人宅（A市Bエリア）の状況も踏まえ、今後路線廃止などの可能性も十分に考えられることから審査請求人の自動車保有は生存、治療、仕事のために正に正当な権利であり、審理員による審理員意見書 36 頁に記載されている「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」とは認められないという主張は事実誤認である。

また、繰り返しになるが、処分庁はタクシー代を支給すると言っているものの、これまでに通院移送費等が支払われたことは一度もない。

エ 仕事について

審査請求人は令和〇年にはこれまでのキャリアが評価され〇年以上にわたり放送されてきた名作ドラマ「〇〇」の〇〇に抜擢され、また同年〇〇の際にはその職員である同級生である友人を複数の〇〇に紹介することで、同組織の運営内容につき〇〇を通じ社会に広めるなど社会貢献も行っている。

なお、平成 30 年ないし令和 2 年度の確定申告書類の写しも提出する。いずれの年も黒字であり、車輛維持費は業務上の必要経費で賄えていることが分かる。

申告年度	所得金額（純利益）
平成30年度	〇円
令和1年度	〇円
令和2年度	〇円

また、本年度も、〇〇との間で〇〇業務の委託契約を受注しており、仕事に尽力しているところである。

処分庁に対しては、審査請求人が経済的に自立できるよう、その際には生活保護による支えが不要となれるよう、協力して頂きたいものと切に願うものである。

(3) 令和4年3月17日付けの審査会の調査権限事項（令和3年度諮問第1号）に対する回答

ア 所得税及び復興特別所得税の確定申告（以下「確定申告」という。）において、本件自動車の維持に要する費用が事業収入（事業所得）に係る経費として申告されているか等についての資料とするため、審査請求人に対し照会し、令和4年4月18日付けで次の資料の提出を受けた。

(ア) 平成28年分収支内訳書 修正申告

(イ) 平成29年分収支内訳書 修正申告

(ウ) 平成30年分収支内訳書 修正申告

イ 令和4年4月18日付け書類送付状の備考に次の主張があった。

修正申告の提出は窓口担当者により対応が区々（原文ママ）であった。従前に平成29年分を持参した際には収支内訳書につき提出は不要と回答された。そこで、同年分の収支内訳書についてはこの度提出し、收受印を受けた上で審査会に提出している。

車両関係の支出において、ガソリン代は消耗品費に計上、その他の車両関係支出は旅費交通費に計上されている。これは審査請求人が若い頃にE税務署で教示を受けて以来、一貫した処理である。

(4) 令和4年11月24日に審査会が審査請求人に対して実施した口頭意見陳述手続（以下「審査会口頭意見陳述」という。）での主張の要旨

ア 自動車保有要件に関してこれまで取り立てて異論はなく、現に容認されてきた。

しかし、平成29年6月、かねてより要求してきた通院移送費が支給されないのは違法である旨を伝えたことを機に、処分庁は自らの違法行為を封殺すべく懲罰的に保護停止という蛮行を行った。

イ 処分庁に対し、保護停止期間中の生活扶助費、国民健康保険料、通院移送費、入院等における一時扶助、本件審査請求にかかった費用の支払いを請求する。

ウ 審査庁に対し、〇〇という病気、移動の不自由な僻地における生活環境、事業における必要性を考慮した上での自動車保有容認の判断を要望する。また、処分庁の違法行為に対する厳しい指導、処分庁職員に対する日本国憲法、法、厚労省

指導に沿った業務遂行の周知徹底，〇〇という病気，移動の不自由な僻地における生活環境，事業における必要性を考慮した上での自動車の保有を容認していただきたい。

(5) 令和4年12月8日付けの審査会の調査権限事項（令和3年度諮問第1号）に対する回答

ア 審査会は，確定申告において，本件自動車の維持に要する費用が事業収入（事業所得）に係る経費として申告されているか等を確認するため，資料として，確定申告書の修正申告書の収支内訳書及び確定申告書の収支内訳書の裏面の写しを審査請求人に対し求め，次の提出を受けた。

(ア) 確定申告書の修正申告書の収支内訳書（平成28年分，平成29年分）の裏面の写し

(イ) 平成30年分の確定申告書の収支内訳書の裏面の写し

イ 審査請求人が令和5年1月5日付けで，前記アの資料を審査会に提出した際「ご連絡」として，次の主張があった。

令和4年12月8日，審査庁（審査会注：審査会を指す。）は資料提出の求めにおいて「令和4年4月18日付けで提出いただいた収支内訳書の写しでは，上記の点を確認することができません。」と書いているが，税務署指導の下，厳に自動車関連の経費は白色確定申告書添付の収支内訳書表面にガソリン代等は消耗品費，その他の自動車関連費用は旅費交通費に計上，記載している。

2 審査庁の主張の要旨

(1) 令和3年4月15日付け諮問説明書

ア 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

イ 考え方の理由

(ア) 認定事実

審理員意見書記載内容のとおりである。

(イ) 判断

審理員意見書記載内容のとおりと判断する。

(ウ) 結論

前記(ア)及び(イ)のとおりであるので，審査請求人の本件審査請求には理由がなく，棄却されるべきと考える。

(2) 令和4年3月17日付けの審査会の調査権限事項（令和3年度諮問第1号）に対する回答書

ア （審査会注：処分庁が平成30年6月28日付けで保護停止を解除した後も，継続して，処分庁の生活保護の対象であるかについて，）継続して処分庁において保護を適用されている。

イ（審査会注：審査請求人は、本件審査請求に係る本件自動車を継続して現在も保有しているかについて、認めている場合は、その根拠、理由等について、）審査請求人は、本件自動車を継続して保有している。処分庁は、認めておらず、本件審査請求の裁決が行われるまでは保有容認は保留としている。

ウ（審査会注：処分庁において、処分庁が自動車の保有を認めていないにもかかわらず、審査請求人以外の生活保護の対象者についても、数年にわたって自動車を保有している事例があるかについて、）事例はうかがわれない。

エ（審査会注：処分庁において、生活保護の対象者が事業用として自動車の保有を容認されている事例があるかについて、）処分庁において、保護受給者が事業用として自動車を容認されている事例はうかがわれる。（審査会注：どの程度の期間その保有を容認する等の基準があるかについて）保有容認期間の設定について明確な基準は定められていないが、処分庁においては事業計画等により自立に向けての期間を定め、当該計画期間経過後に再度保有が妥当かどうかを検討している。

(3) 令和4年7月5日付けの審査会の調査権限事項（令和3年度諮問第1号）に対する回答書

（審査会注：処分庁が令和元年7月2日付けで審理員に提出した「ケース診断会議記録票」の中に、平成29年12月26日に審査請求人から架電を受けた際のF査察指導員の記録があり、これによれば、処分庁は、事業用の自動車の保有要件の1つとして、「事業用として自動車を保有したいのであれば、最低でも毎月〇万円以上の所得を稼ぐ」ことと説明した記録があるが、この「毎月〇万円」が基準となる根拠や算定式等について、）処分庁のF査察指導員（以下「F査察指導員」という。）は、審査請求人の「事業所得から本件自動車の維持費を控除しても収益があるため、事業用として本件自動車の保有を認めてほしい」との意向を受け、「事業用として本件指示通り車を保有するのであれば、本件自動車の保有が収入増加に（著しく）貢献することが客観的に判断できる事業計画が必要である」と説明したもので、この説明の中で「毎月〇万円以上稼ぐこと云々」の発言がなされたものである。本件自動車の保有認否に係る事業用品の保有の限度及び事業用品の具体的取扱いについては、法による保護の実施に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3の3をはじめとして、「広島県健康福祉局社会福祉部社会援護課が平成22年に作成した自動車保有世帯指導マニュアル」（以下「保有マニュアル」という。）等で規定されているが、いずれも認否の判断に係る収入等の基準は示されていない。

また、処分庁から提出された物件からも「毎月〇万円」を根拠とする記録は確

認することはできない。

しかしながら、「世帯の収入増加への貢献」の観点から「〇万円の所得」に着目すると、当時の審査請求人世帯の最低生活費が〇円であり、〇万円の収入（〇円が勤労に伴う必要経費として控除され、収入として認定される額は〇円となる。）を得れば、支給される1か月分の生活扶助費は約〇割減額となることは、F査察指導員の念頭にあったものと推測されることである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書における理由

(1) 本件自動車の保有の可否について

ア 法第4条第1項では、「その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を保護を受ける際の要件としており、次官通知第3では、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、……原則として処分のおうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。」と規定されている。

イ 本件において、資産である本件自動車の保有が容認されるかについては、次のとおりである。

(ア) 局長通知第3の3について

局長通知第3の3では、事業用品の保有の限度及び事業用品の具体的取扱いについて定めており、「(1) ……事業用機械器具……であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること」及び「(2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員……がおおむね1年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの」のいずれにも該当するものであれば、保有を認めることとされている。

しかし、審査請求人については、営業所得が保護開始から〇年間にわたって継続して赤字であり、収入があったという申告もされていないため、本件自動車が事業用品として「現に最低生活維持のために利用しているもの」であると認められない。また、審査請求人が審査請求書に添付して提出した事業計画書（以下「事業計画書」という。）は、営業方針と営業活動の内容を記載したのみであり、審査請求人世帯の収入が著しく増加することが明らかに見込まれる内容と言うことはできないから、本件自動車が「おおむね1年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの」であるとも認めら

れない。

よって、本件指示当時において、本件自動車は、局長通知第3の3(2)の要件を満たしているとは言えず、審査請求人について、事業用品としての本件自動車の保有は、認められない。

なお、審査請求人は、税務申告上は赤字だが、水道光熱費等を保護費で賄うと、「多少ではあるが黒字」であると主張する。しかし、実際にどれほどの黒字であるか、審査請求人からの具体的な主張や証拠となる物件は、本件処分時までには処分庁に提出されていない。

また、本件処分後に行われた課税調査及び確定申告によると、審査請求人については、保護費を充当した水道光熱費等を経費控除せずに申告した結果、平成29年は〇万円余の営業収入、平成30年は〇万円余の営業所得があるとされているが、これらの申告内容からは、審査請求人の事業収入が著しく増加しているとは認められない。

加えて、本来、事業の経費は、保護費による充当が想定されるものではなく、審査請求人についても、事業のみで考えた場合の事業収入は赤字であり、局長通知第3の3(2)の要件を満たすとは認められないことには変わりはない。

よって、この点に係る審査請求人の主張に理由はない。

- (イ) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）
第3の問12の答について

昭和38年課長通知第3の問12の答1では、「障害（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合」で、同答1(1)から(5)までの「いずれにも該当する場合」は、「次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを相当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない」としており、同答1(4)には、「自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。」と規定されている。

この点について、審査請求人は、本件自動車の維持に要する費用は、事業収入で賄うことができる旨主張しているが、審査請求人について、事業用のための本件自動車の保有は認められないのであるから、審査請求人の事業によって得た収入を本件自動車の維持費に充てることは認められない。また、審査請求人の営業所得は赤字であり、収入があったという申告もないことから、本件自動車の維持に要する費用が「確実にまかなわれる見通しがある」とも認められない。

よって、本件指示当時において、本件自動車は、昭和38年課長通知第3の問12の答1(4)の要件を満たしているとは言えず、審査請求人について、障害

者の通院用としての本件自動車の保有は、認められない。

また、昭和38年課長通知第3の問12の答2では、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合」で、(1)から(5)までのいずれにも該当するときは、次官通知第3の5の「社会通念上処分させることを適当としないもの」に該当するとして、自動車の保有を認めてよいとしているが、そもそも審査請求人が居住する地域は、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」とは認められないから、同答2によって本件自動車の保有が認められることはなく、また、審査請求人については、障害により公共交通機関の利用が困難とされており、障害者の通院のための自動車の保有については、昭和38年課長通知第3の問12の答1に規定されているところ、審査請求人が同答1の要件を満たしていないことについては、前述のとおりである。

なお、審査請求人は、通院及び処方薬の運搬のために本件自動車の保有が不可欠である旨主張する。しかし、平成31年3月8日に行われた審理員口頭意見陳述（以下「審理員口頭意見陳述」という。）において、処分庁は、通院のためにタクシーを利用した場合には、通院交通費としてタクシー代を支給することが可能であると述べており、本件自動車の保有が必ずしも不可欠であるとは認められないため、この点に係る審査請求人の主張に理由はない。

また、審査請求人は、最高裁判所平成11年（行ツ）第38号同16年3月16日第三小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）及び福岡地方裁判所平成18年（行ウ）第25号同21年5月29日判決（以下「福岡地裁判決」という。）を根拠として、保護費の中から維持費を捻出することについて問題視される必要はないと主張する。しかし、昭和38年課長通知第3の問12の答1(4)では、自動車の維持費について、「他からの援助、他施策の活用等により確実にまかなわれる見通しがあること」を要件としており、この文言から、自動車の維持費が保護費以外で賄われる必要があるのは明らかであり、保護費を本件自動車の維持費に充てることは、最高裁判決の「生活保護法の趣旨目的にかなった目的と態様」であるとは認められない。加えて、福岡地裁判決は、原告について、「障害者であり、保護費の加算もされていることからすれば」、1か月当たり〇円程度「の額を保護費によって賄ったからといって、他施策の活用等によって賄われることを認めている上記要件④（注：昭和38年課長通知第3の問12の答1(4)）の要件の趣旨に実質的に反するものとは言えず、原告らの本件自動車の保有については、本件課長通知の要件を充足するものと解するべき」と判示しているものであるが、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第2章の2(2)によると、〇〇手帳の〇級を有する審査請求人は、保護費の障害者加算の対象ではない。よって、

この点に係る審査請求人の主張に理由はない。

(ウ) 次官通知第3について

次官通知第3では、最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則処分とし、最低限度の生活の維持のために活用させることとした上で、その例外を同第3の1から5まで定めている。

審査請求人については、営業所得が赤字であることから同第3の1及び2に該当するとは認められず、同第3の3及び4に該当するような事情も認められない。また、同第3の5にも該当しない。

よって、本件指示当時において、本件自動車は、次官通知第3の要件を満たしているとは言えず、審査請求人について、本件自動車の保有は、認められない。

(エ) 小括

以上のとおりであるから、審査請求人は、次官通知、局長通知及び昭和38年課長通知に記載された自動車の保有を容認される場合には該当しない。したがって、審査請求人の本件自動車の保有は、容認されないものと認められる。

(2) 本件指示について

ア 局長通知第11の2(1)に、「保護受給中の者については、……特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行なうこと。」と規定され、同(1)カに、「アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。」と規定されているところ、本件においては、審査請求人の本件自動車の保有が容認されないため、処分庁が本件指示を行ったことは、局長通知第11の2(1)カに則したもので、妥当であると認められる。

イ 本件処分は、審査請求人が本件指示に従わなかったとして行われたもので、本件処分通知書の「決定理由」では、「車の処分指示に関する指導指示違反（生活保護法第62条第3項による）。」とされているが、この「指導指示」とは、法第27条第1項の規定による指導又は指示（以下「指導指示」という。）を指し、「生活保護法27条1項に基づく指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合には、当該指導又は指示に従わなかったことを理由に同法62条3項に基づく保護の廃止等を行うことは違法となると解される……」（最高裁判所平成25年（受）第492号同26年10月23日第一小法廷判決）とされているところである。

したがって、本件指示の内容が「客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合」であれば、本件処分は違法であると解されることになる。

しかし、本件指示の内容は、「(1) 次の期限までに対象普通乗用車を処分すること。期限：平成30年2月28日（水）」、「(2) 対象普通乗用車を使用しないこ

と。」，「(3) 対象普通乗用車に係る自賠責保険及び任意保険の解約手続きを行うこと。」及び「(4) 対象普通乗用車の処分益を受益した際は，速やかに漏れなく当所に収入申告すること。」というものであり，本件指示内容を実行することは，「客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合」に当たらないことは明らかである。

また，法第4条第1項及び次官通知第3に照らすと，審査請求人は，資産を活用する義務があり，そのためになされた本件指示の内容は不当とも言えない。

ウ さらに，指導指示は，法第27条第1項に基づき，局長通知や平成18年課長通知に従って行われるべきものであるところ，本件において処分庁は，局長通知第11の2(1)カにより審査請求人が資産の活用を怠っているとして，本件指示を行っている。また，本件指示を行うに当たっては，平成18年課長通知Ⅱ等に従い，口頭による指導を行い，また，ケース診断会議を開催し，審査請求人への指導指示内容等を検討するなどの手続を経た後，文書で指導指示が行われている。したがって，本件指示は，適正な根拠に基づき，適正な手続を経て行われたものと認められる。

(3) 本件処分について

ア 本件指示の内容は，客観的に実現不可能でも著しく実現困難でもなく，適正に行われたものであると認められ，審査請求人が，本件指示に従わなかったことは明らかであるから，法第62条第3項により本件処分がなされたことは，違法でも不当でもない。

イ 昭和38年課長通知第11問1の答1では，「指導指示の内容が比較的軽微な場合は，……適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと」とされており，本件指示は，審査請求人の保有する資産の活用のために，本件自動車の処分を求めるものである。

法第2条は，「すべて国民は，この法律の定める要件を満たす限り」保護を受けることができるとしているところ，法第4条第1項は，「保護は，生活に困窮する者が，その利用し得る資産，能力その他あらゆるものを，その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし，次官通知第3では，「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は，次の場合を除き，原則として処分のうえ，最低限度の生活の維持のために活用させること。」としており，資産の活用は，保護の補足性という保護制度の重要な要件の一つであるといえることができる。

よって，本件指示の「内容が比較的軽微な場合」であったとは認められない。

ウ また，昭和38年課長通知第11問1の答2では，「1（注：同答1を指す。）によることが適当でない場合は保護を停止することとし，……。」としているため，本件処分は，昭和38年課長通知第11問1の答2に沿って行われているものと認め

られる。

エ したがって、本件処分は、違法でも不当でもない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、本件処分により生活が困窮したため、本件処分は違法かつ不合理であると主張する。

しかし、本件処分は、審査請求人が本件指示に従わなかったため、法の定めるところにより行われたものであり、違法でも不当でもない。

また、本件処分は、審査請求人が保護を受給する権利を将来にわたって奪うものではなく、審査請求人は、再度の保護の申請が可能である。現に、本件においては、処分庁が審査請求人の困窮を確認した上で、本件処分を解除し、保護を開始している。

よって、この点に係る審査請求人の主張は、失当である。

イ 審査請求人は、〇年間処分庁の指導指示がなかったのは、処分庁が審査請求人の本件自動車の保有を容認していたからであると主張する。

しかし、処分庁は、審査請求人が保護を開始した平成26年に文書による指導指示を行っているものであり、その後、明確な指導指示がなかったからといって、そのことにより、審査請求人の本件自動車の保有を認めたことにはならない。

また、本件指示を行った平成29年12月18日の時点において、審査請求人が本件自動車の保有要件を満たしていなかったことについては、その事実に基づき行われた本件指示は、違法でも不当でもない。

よって、この点に係る審査請求人の主張は、失当である。

ウ 審査請求人は、本件自動車に処分価値がない旨を主張する。

しかし、福岡地裁判決のとおり、本件においても、自動車を維持するためには、車検等の点検整備費、自賠責の保険料といった維持費等や税など定期的に一定の費用の支出を強いられることから、本件自動車に処分価値がないとしても、その保有が当然に認められているものではない。

よって、この点に係る審査請求人の主張は、失当である。

エ 審査請求人は、日常生活のために本件自動車の保有を認めるべき旨主張する。

しかし、買い物等の日常生活のために自動車を使用することは、法令・通知等において示された、例外的に被保護者の自動車の保有を容認する場合には該当しないため、この点に係る審査請求人の主張に理由はない。

オ また、審査請求人のその余の主張は、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和3年4月15日）
- 2 第1回審議（令和4年3月10日）

- (1) 本件審査請求に係る審議を行った。
 - (2) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限の行使が必要と認めため、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号）第10条第6項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。
- 3 第2回審議（令和4年6月20日）
- (1) 審査請求人から前記2(2)の調査に対して、前記第2の1(3)のとおり回答があったため、当該回答について、審査会事務局から委員に対して報告を行った。
 - (2) 審査庁から前記2(2)の調査に対して、前記第2の2(2)のとおり回答があったため、当該回答について、審査会事務局から委員に対して報告を行った。
 - (3) 前記(1)及び(2)の回答も踏まえ、本件処分に係る審議を行った。
 - (4) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限の行使が必要と認めため、行政不服審査法施行条例第10条第6項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。
 - (5) 審査請求人から行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第75条第1項の規定による口頭での意見陳述を求める旨の申立てがあったため、行政不服審査法施行条例第10条第6項の規定により、意見を陳述する機会を与える旨の決議を行った。
- 4 第3回審議（令和4年11月24日）
- (1) 審査庁から前記3(4)の調査に対して、前記第2の2(3)のとおり回答があったため、当該回答について、審査会事務局から委員に対して報告を行った。
 - (2) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第75条の規定により、前記3(5)のとおり決議を行った審査会口頭意見陳述を実施した。審査請求人の主張は前記第2の1(4)に記載のとおりである。
 - (3) 前記(1)の回答及び前記(2)の審査会口頭意見陳述も踏まえ、本件処分に係る審議を行った。
 - (4) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限の行使が必要と認めため、行政不服審査法施行条例第10条第6項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。
- 5 第4回審議（令和5年2月2日）
- (1) 審査請求人から前記4(4)の調査に対して、前記第2の1(5)のとおり回答があったため、当該回答について、審査会事務局から委員に対して報告を行った。
 - (2) 前記(1)の回答も踏まえ、本件処分に係る審議を行った。
- 6 第5回審議（令和5年3月10日）
- 答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能

力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定され、法第27条第1項には、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定されている。また、法第62条第1項には、「被保護者は、保護の実施機関が、……第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と規定され、同条第3項には、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と規定されている。

- (2) 保護の実施等の事務については、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。
- (3) 保護の実施に関し、次官通知、局長通知及び昭和38年課長通知が発出されているところ、次官通知、局長通知及び昭和38年課長通知は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされており、処分庁においては、第一号法定受託事務である保護の実施等に当たっては、これらを行政手続法（平成5年法律第88号）第12条の処分基準として位置付け、事務を行っている。
- (4) 資産の活用について、次官通知第3には、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。」と定められ、「5 社会通念上処分させることを適当としないもの」については、保有が認められるものとされる。
- (5) 局長通知「第3 資産の活用」には「資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱い、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。」とされ、「3 事業用品」では、「次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。」として、「(1) 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること。」、「(2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね1年以内（事業用設備については3年以内）に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。」とされる。
- (6) 昭和38年課長通知第3の問12では、「次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいか。」との問いに対する答えとして「1 障害者（児）が通院、通所及び通学（以下「通院等」という。）のために自動車を必要とする場合であって

次のいずれにも該当する場合」があり、「(1) 障害（児）者（原文ママ）の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。」、 「(2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。」、 「(3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。」、 「(4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。」及び 「(5) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者（原文ママ）の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。」が挙げられている。また、なお書きにおいて、答1の(1)から(5)までの「いずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。」とある。

昭和38年課長通知第3の問12の答「2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合」では、「(1) 当該者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。」、 「(2) 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車による通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること」、 「(3) 自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最低限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。」、 「(4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る）等により、確実にまかなわれる見通しがあること。」、 「(5) 当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。」とある。

(7) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 自動車の保有認否の前提について

審査請求人は、自動車の保有に関して事業用としての保有要件を満たすこと及び

障害者の通院用としての自動車の必要性を併せて主張するものようである。

自動車の保有要件に係る次官通知，局長通知及び昭和38年課長通知は，前記1(3)のとおり行政手続法第12条の処分基準として位置付けられているものであるから，事業用としての保有要件を局長通知3の3により，障害者の通院用としての保有要件を昭和38年課長通知第3の12の答1により，公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者の通院用としての自動車の保有要件を昭和38年課長通知第3の12の答2によりそれぞれ確認していくこととする。

(2) 事業用としての自動車の保有について

ア 事業用品として認められるためには，局長通知第3の3(1)及び(2)のいずれにも該当する必要があることから，それぞれの要件を見ていくこととなるが，局長通知第3の3ただし書において「処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは，この限りでない」とされており，この点について，審査請求人の保有する本件自動車は，平成29年12月20日時点において走行距離が○km，同年12月28日時点での中古販売店における見積額は，○円であることが認められ，売却した場合に，利用価値に比べて著しく大きいとは認められない。

よって，後記(ア)より，まず局長通知第3の3(1)の保有要件の検討を行う。

(ア) 局長通知第3の3(1)の要件について

事業用としての自動車の保有は，事業用機械器具であることが前提とされており，その上で自動車の保有がその地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであることとされている。

a 審査請求人から令和5年1月5日付けで提出された平成28年から平成30年までの修正申告書・収支内訳書の裏面（以下「収支内訳書裏面」という。）

「収支内訳書裏面の減価償却資産の名称等」の欄には本件自動車の記載がないことが認められるものの，審査請求人は，車両関係の支出において，ガソリン代は消耗品費に計上，その他の車両関係支出は旅費交通費に計上しており，これは審査請求人が若い頃にE税務署で教示を受けて以来，一貫した処理である等と主張する。収支内訳書裏面「収支内訳書裏面の減価償却資産の名称等」の欄には本件自動車の記載がない，あるいは記載をしていないことの理由について，直接の審査請求人の主張がないが，収支内訳書裏面「減価償却資産の名称等」の欄に本件自動車の記載がないことをもって「事業用機械器具」ではないと断定できる根拠とまでは言い切れないのであって，審査請求人が事業用としての保有要件を満たすことの主張をする以上，この点については，事業用機械器具であることを前提として，他の条件を考察するほかない。

b 地理的条件等から判断して，これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであるかについて，

審査請求人が居住する地域の地理的条件については、審査請求人の主張は、審理員意見書2(1)ア(イ)c(a)及び(b)に記載のとおりである。

一方、自動車の保有がその地域の低所得世帯と均衡を失すると認められるか否かについては、処分庁がその地域周辺の低所得世帯の自動車の保有状況等を調査した、あるいは自動車の保有がその地域の低所得世帯との均衡を失するか否かについての資料は見当たらないものの、Bに居住する生活保護受給者の中に、G駅前にある〇〇科病院へ通院する者がいることが認められる。

c 以上のことからすると、局長通知第3の3(1)の要件に明確に当てはまらないとまでは言えない。

(イ) 局長通知第3の3(2)の要件について

a 処分庁は、本件処分までに課税調査を行っており、生活保護を開始してから約〇年間〇〇業で収益を上げて処分庁に収入申告をしたことがないことが認められる。審査請求人の申告内容は、保護開始日から本件処分日までの間の〇回の収入申告中、提出された収入申告書の「1 働いて得た収入」の欄の記載内容は、「〇円」と記載されているものが〇回、「無」に〇が付されているものが〇回、記載がないものが〇回であった。加えて審査請求人の事業収入に当たる営業所得が保護開始から〇年間にわたって継続して赤字であり、課税調査により収入があったという申告もされていないため、本件自動車が事業用品として「現に最低生活維持のために利用しているもの」であるとは認められない。

なお、審査請求人は令和3年12月27日、平成25年度から平成29年度分までの修正申告を行っており、所得金額（純利益）は、平成25年度が〇円、平成26年度が〇円、平成27年度が〇円、平成28年度が〇円、平成29年度が〇円として、いずれの年も純利益は黒字であって、実質的にいずれの年も車輛維持費は業務上の必要経費で賄えていることが裏付けられ、処分庁が先に提出した課税調査票は正しい指摘ではないことが分かるなどと主張している。このことについて、仮に修正申告後の所得金額を本件処分前に処分庁が把握できていたとしても、事業収入が若干の黒字であることをもって、「転職した方が収入増を見込める場合」ではないとは考えにくく、結論には影響がないものと言える。

b 「当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね1年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの」であるかについて、「事業所得から本件自動車の維持費を控除しても収益があるため、事業用として本件自動車を保有するのであれば、本件自動車の保有が収入増加に（著しく）貢献することが必要である事業計画が必要」と処分庁から説明された上での事業計画書は、営業方針、直近の営業活動、営業

予定の内容を記載したのみであり、それがどのくらいの収入の増加又は安定に繋がるといったような内容ではなく、審査請求人の希望的観測というべきものであって、「おおむね1年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの」と言うことはできない。

イ よって、事業用としての自動車の保有要件は、局長通知第3の3(2)の要件を満たさない。

(3) 障害者の通院用としての自動車の保有について

ア 障害者の通院用としての自動車の保有は、次官通知第3の5「社会通念上処分させることを適当としないもの」として、昭和38年課長通知第3の間12の答1により保有要件を満たしているか確認していくこととされている。審査請求人においては、〇〇疑い、〇〇治療、〇〇について定期的な治療を受けており、定期的な自動車の利用が不可欠な状況であるとして自動車の保有を認めるよう主張しており、これについては次のとおりである。

(ア) 昭和38年課長通知第3の間12の答1(1)によれば「障害者が通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること」を保有の要件としており、ここでいう定期性の判断基準について、基準や例示がないものと認められる。

定期性の判断について、平成30年7月6日付け弁明書（以下「弁明書」という。）によると、処分庁は、病状等の調査の結果、通院頻度が月1回程度であることから、自動車保有が認められるべき「特段の事情がある」とまでは認められないと主張しているところ、審理員口頭意見陳述において処分庁は、「月数回以上通院されていれば」要件を満たしている旨回答しており、その主張が変遷していることから、改めて次により確認する。

処分庁が平成29年9月5日付けでHクリニック〇〇科（以下「Hクリニック」という。）に対し病状等の調査をした結果、平成29年9月14日付けの回答で、傷病名「〇〇、〇〇、〇〇」について、「通院の必要性」の欄に「月1回程度の通院治療が必要と認める」と記載があるため、少なくともHクリニックについては定期性が認められる。加えて、審査請求人は、〇〇疑いと〇〇等で毎月1回以上受診、検査で通院していることを主張しているところ、審理員が処分庁に対し照会し回答を得た令和元年6月25日時点での医療扶助費台帳（以下「台帳」という。）によると、I病院については、平成29年度は〇回、平成28年度は〇回、平成27年度が〇回、平成26年度が〇回となっており、平成29年度に限っていえば、12月で除して考えると月に1.25回となり、定期性が認められると言える。また、平成29年度の台帳によると、Hクリニックの通院回数は〇回と認められる。

したがって、直近の平成29年度の台帳によると、Hクリニック及びI病院に

ついて合計年間〇回通院していることが認められ、月平均に換算すると、月平均2.2回（小数点以下第2位を四捨五入。以下同じ。）となることが認められる。

なお、平成29年度の通院（〇科等への通院であって、薬局を除く。）全体では、Jクリニック〇回、Kクリニック〇回、I病院（〇科）〇回、Lクリニック〇回の合計〇回を上記Hクリニック及びI病院の年間〇回に加えた合計〇回となっており、月平均4.3回と認められる。

この場合、〇科については平成29年度が〇回と突出して多く、続いて平成28年度が〇回、平成27年度が〇回、平成26年度が〇回となっている。このことについては、審理員口頭意見陳述において審査請求人が、平成29年度に〇〇の治療が終了したことで、今後は3か月あるいは1年毎の検診が必要と述べているところであるが、平成29年度の処分当時に限って言えば〇〇の治療のために通院している状態と認められ、定期性があるとして考えて差し支えないと言える。

処分当時の平成29年度で定期性がある通院回数をみると、Hクリニック及びI病院について合計年間〇回、〇科の〇回を合計し、合計〇回を12月で除すと月平均4.2回となる。処分庁においても審理員口頭意見陳述において、「月数回以上通院されていれば」要件を満たす、と述べており、処分庁の主張が変遷しているものの、定期性があるとして昭和38年課長通知第3の問12の答1(1)の要件を満たすとして考える。

なお、審査請求人は「〇〇につき定期的な治療を受けている」とも主張することから、〇〇について通院したものと認められ得るJクリニックの通院を台帳により確認すると、平成29年度は〇回、平成28年度は〇回、平成27年度は〇回となっている。そうすると、〇〇については、毎月定期的に通院が必要というものではないから、審査請求人の〇〇のための通院に係る主張を採用することはできない。

(イ) 昭和38年課長通知第3の問12の答1(2)の「当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の事情に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること」について検討する。

a 「障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くない」かについては、平成29年12月12日付けHクリニックの診断書兼意見書（〇〇手帳及び〇〇費兼用）⑩により、審査請求人について「公共交通機関の利用は困難である。」との記述があることから、この要件は満たされると考えられる。

b 「公共交通機関を利用することが著しく困難」であることについては、前記 a のとおり満たされる。「他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難」については、処分庁が平成29年11月29日付けで作成した「公共交通機関の利用が著しく困難な者の通院・通所・通学用自動車」の保有認否チェック票（以下「保有チェック票」という。）の2「他の方法による通院が困難であること」の欄に、他法他施策による送迎サービス、扶養親族等による送迎、医療機関等の行う送迎サービスのいずれも「不可」に○が付けられており、「タクシー移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断する理由」欄には、「社会通念上妥当であると判断できる理由はない」と記載されている。処分庁は、通院については、弁明書により、「医療移送費（介護タクシー代）を支給することが可能」としており、加えて審理員口頭意見陳述において、通院のためタクシーを利用した場合、通院交通費としてタクシー代を支給することが可能とも述べており、タクシーが利用できる地域であることが認められるから「自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らか」であるとは言えない。

c 「タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の事情に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること」については前記 b のとおり、審査請求人が居住する地域はタクシーが利用できる地域であると認められるため、「地域の事情に照らし、社会通念上妥当である」とまでは認められない。

審査請求人からは、タクシーが利用できないことについての合理的な主張はされておらず、処分庁の言う審査請求人はタクシーを利用すべき旨の主張は生活保護費をことさらに増加させる行為であるなどとの審査請求人の主張は、自動車の保有要件において何ら影響を及ぼすものではない。

なお、処分庁は、審査請求人は介護タクシーを利用可能であると主張するが、このことについては、審査請求人が確実に介護タクシーが利用できると推認するだけでは足りず、確実に利用することができる根拠となる資料等が提出されていない以上、介護タクシーについての処分庁の主張は採用することができない。

(ウ) 昭和38年課長通知第3の問12の答1(3)の「自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最低限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること」については、審査請求人の保有する本件自動車は、平成29年12月20日時点において走行距離が○km、同年12月28日時点での中古販売店における見積額は、○円であることが認められ、処分価値が小さく、通院等に必要最低限のもの

ということが出来るため、要件を満たす。

- (エ) 昭和38年課長通知第3の問12の答1(4)の「自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること」については、まず、処分庁は、他施策の活用等の確認として、扶養義務者等親族からの援助ができないことを確認している。次に、保有チェック票の2「他の方法による通院等が困難であること」の欄の「他法他施策による送迎サービス」について「不可」に○が付けられており、他からの援助、他施策の活用等がないことを確認していることが認められる。

次に、保有チェック票の4「維持費を確実に賄うことができること」については「不明」との記載があるが、障害等級○級である審査請求人は障害者加算の対象外となっており、これにより賄われる可能性はないと判断されている。

他からの援助が自動車の費用を事業収入で賄う場合はこの要件に該当するか否かについては、処分庁は、「就労収入で賄うということであれば、満たすと思う」として、就労収入であれば認められる可能性があることに言及している。しかしながら、審査請求人は、就労収入は得ていないことが認められるので、「他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、…により、確実にまかなわれる見通しがある」とは言えないと審理員口頭意見陳述において述べている。なお、審査請求人は、弁明書において「○○としての事業活動によりその経費として収支の中で十分にまかなうことができしており、今後もこれまでのとおりに確実にまかなうことのできる見通しがある」と主張するが、この主張は、事業収入により賄うことができることは、局長通知第3の3(2)の事業用としての自動車の保有要件の一つであり、事業用としての保有要件に係る主張と認めるのが適当であって、事業用としての保有要件については、前記(2)ア(イ)aのとおり認められないため、審査請求人が過去に就労収入を得ていない以上、障害者の通院用としての保有要件を満たすということとは言えないのであるから、審査請求人の主張に理由はない。

- (オ) 昭和38年課長通知第3の問12の答1(5)の「障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者（原文ママ）の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること」については、障害等級○級の障害者手帳を保有する審査請求人本人が運転するため要件を満たす。

- (カ) 昭和38年課長通知第3の問12の答1(1)から(5)までのいずれかの要件に該当しない場合であっても、「その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるとき」は、本件自動車を保有することに「真に必要であるとする特段の事情」について、タクシーが利用できない地域あるいはタクシーの利用ができない特段の事情があるのであれば、自動車の保有が「真に必要

であるとする特段の事情」があるとして認められる可能性があるが、審査請求人からタクシーの利用ができないことの合理的な主張はされていない。なお、審査請求人は、反論書において「月1回の介護タクシーの利用にて治療や食料品購入等の日々の生活を維持できることなどあり得ない」などと主張するが、この主張が自動車の「保有を認めることが真に必要なであるとする特段の事情があ」ることの主張として認められると言うことはできない。

イ よって、障害者の通院用としての自動車の保有要件は、昭和38年課長通知第3の問12の答1の要件を満たさない。

(4) 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者の通院用としての自動車の保有について

昭和38年課長通知第3の問12の答2には、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合」とあるが、審査請求人が居住する地域については、処分庁は、Cバスに加え、A市が運営を委託している生活バスが、審査請求人の自宅からM停留所まで700m、徒歩での所要時間は7～8分、バスの運行はおおむね1時間に1便あり、計3路線であることから、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に当たらないとしており、審査請求人については、この公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者の通院用としての自動車の保有の要件は認められない。

(5) 小括

審査請求人は自動車の保有が認められることについて種々主張するが、事業用としての保有、障害者の通院用としての保有、公共交通機関の利用が困難な地域に居住する者の通院用としての保有のそれぞれにおいて要件毎に検討したところ、いずれの保有要件も、これを満たすものとは認められない。よって、現行の生活保護の制度上、審査請求人に自動車の保有を認めることは困難である。

処分庁は自動車の保有要件について次官通知、局長通知及び昭和38年課長通知に記載された自動車の保有要件に従って判断し、審査請求人の自動車の保有を認めないと判断しており、このことに裁量の逸脱・濫用があったとは言えず、これにより行った法第27条第1項の指導又は指示、更にこの指導又は指示に従わなかったことにより本件処分を行ったことについて、処分庁の手續に違法又は不当な点は見当たらない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手續も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	酒	井	朋	子
委員	横	藤	田	誠
委員	岩	元	裕	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。